



歩こう!!



PIGEON POST

ミヤマから「信州のキラメキ」をお届けします ピジョンポスト #21

新しい観光のご提案。信越境のロングトレイル

「歩く」スピードで
里山の自然に触れる旅

長野・新潟県境の関田山脈は標高約1000mのなだらかな山々で、冬季の積雪が8mを超える日本有数の豪雪地帯にあります。ここに降る豊富な雪は、ミネラルを含む雪どけ水となって多くの作物に恵みをもたらしてきました。また、国内でも貴重なブナの森が原生に近い状態で広がっており、植物や野生動物を育む手つかずの自然が今も残されています。麓の人々は、このブナが讃える豊富な水の恵みに感謝し、「保水力があるブナの森は切ってはいけない」という古くからの言い伝えを守り続けた結果、今日まで貴重な自然が守られてきました。

こうした山と人の関わりを後世に伝えていくことを目的として、かつてあった古道や旧道を人力で復元し、持続的なトレイルの利用と維持管理を目指して関田山脈の尾根を整備したのが、全長80kmの「信越トレイル」です。地域住民を中心に2000名を超えるボランティアの手によって、2008年9月13日に開通しました。

トレイルとは森林や里山などにある自然道を意味します。山頂を目指す登山ではなく、気軽に体験できる山歩きとして、欧米などでは古くからスポーツ感覚で親しまれてきました。日本でも近年、歩く楽しみが認識されるようになり、いくつものロングトレイルが整備されていますが、信越トレイルはまさにその先駆けです。「長い距離を歩くなかで、自然だけでなく山と人との密接な結びつきや、伝統、食文化などに触れ、楽しむという『旅』の要素を含んでいるのが、日本流ロングトレイルです。

信越トレイルでは、6セクションに分かれたルートが設定されているので、何日間も山中で過ごすわけではありません。その日のゴール地点まで宿の人に迎えに来てもらって宿泊すれば、地元の人との会話を楽しみながら温泉や郷土料理を味わうことができます。また、尾根づたいに歩くこのトレイルは、多くの峠道と交差していますが、それぞれの峠道には戦国時代の戦道や塩の道といった歴史的なストーリーがあります。そして、ふと足を止め、山の上から地域の人々が耕作する田畑を眼下に眺めていると、麓の人と里山が今でも強く結びついていることを感じるることができます」

そう話すのは、信越トレイルのビジターセンターのひとつである「なべくら高原・森の家」の支配人で、NPO法人信越トレイルクラブ事務局員でもある高野賢一さんです。

信越トレイルは比較的車道に近い場所からアプローチでき、コースごとに宿泊施設も点在しているので、時間やプランに合わせたルート選択が可能です。適期は6月から紅葉が終わる11月中旬まで。春には残雪と新緑の鮮やかなコントラスト、初夏には山野草の可憐な花、盛夏には涼風にたなびく森の木々、秋は紅葉のブナ林と、四季折々の美しい表情を見せてくれます。一歩足を踏み入れたときのふんわりとした土の感触、深呼吸したときの空気のおいしさ、林を抜けた先に突然現れる眺望、日常を離れ日々の暮らしを振り返る時間……。歩くスピードで自然と触れ合いながら信越トレイルを歩いてみませんか。



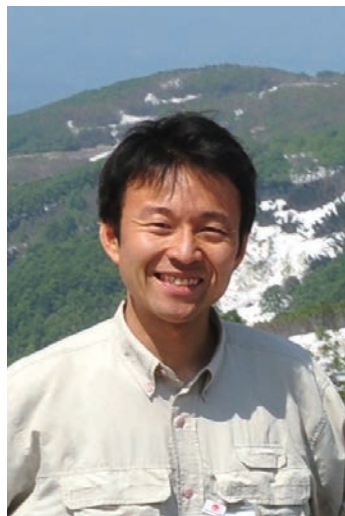
信越トレイルの ポイント

日本屈指のブナの森

豪雪地帯ゆえに粘り強く折れにくいブナの木が広がる信越トレイル。ブナの森といえば世界遺産に登録された白神山地が知られていますが、同地は混交林が広がっているのに対し、ここでは主峰・鍋倉山を中心に9割がブナに囲まれており、国内では大変希少だといわれています。

峠に歴史あり

関田山脈はかつては信州と越後の人々の生活や文化を結ぶ交通の要所として多くの峠道があり、越後からは塩や海産物、信州からは内山紙や菜種油が運ばれました。戦国時代には上杉謙信が川中島の合戦の際に兵を連れて峠越えをしたとも伝わっています。説明看板もありますが、より詳しい歴史や文化を知るためには、ガイドを通じてのトレイルがよいでしょう。峠道や国道をアクセスポイントとして、1日や半日で峠を巡るルートも設定できます。



高野 賢一（たかの けんいち）
北海道の知床国立公園の管理運営、野生動物調査、自然解説等を行う「知床財団」に在籍し、2004年春、信越トレイルの計画にフレッシュな魅力を感じて飯山市に移住。埼玉県川越市出身。

信越トレイルについては下記にお問い合わせください。
NPO 法人信越トレイルクラブ事務局
飯山市照岡 1571-15 なべくら高原・森の家内
TEL 0269-69-2888
<http://www.s-trail.net/>

section 01

斑尾山頂～万坂峠～袴岳～赤池

もっとも展望がよいコースで、斑尾山頂付近からは野尻湖や北信五岳のほか、遠く北アルプスまで望めます。万坂峠から袴岳にかけては美しいブナとダケカンバの林があります。

- 参考タイム 約6時間（斑尾山頂までの歩行時間を除く）
- 歩行距離 8.5km（斑尾山頂までの歩行距離を除く）
- 最高標高 1,382m
- 最低標高 910m
- 標高差 471m
- 体力レベル ☆☆☆



section 02

赤池～沼の原湿原～希望湖～毛無山～涌井 (R292)

沼の原湿原は、雪解け後多くの花が咲き、希望湖に続く丘からは斑尾山や袴岳、天気良ければ妙高山が一望できます。緩やかな起伏が連続する、変化に富んだセクションです。

- 参考タイム 約5時間
- 歩行距離 10.7km
- 最高標高 1,022m
- 最低標高 563m
- 標高差 459m
- 体力レベル ☆



section 03

涌井 (R292) ～富倉峠～ソブの池～黒岩山～桂池 (平丸峠) ～仏ヶ峰登山口

富倉峠の石垣は、かつて信越の交易が盛んだったことを偲ばせ、上杉謙信が陣を張った史跡もあります。黒岩山はギフチョウとヒメギフチョウの混生地として山自体が国の天然記念物に指定されています。

- 参考タイム 約7時間
- 歩行距離 12.7km
- 最高標高 938m
- 最低標高 563m
- 標高差 375m
- 体力レベル ☆☆☆



section 04

仏ヶ峰登山口～小沢峠～鍋倉山～関田峠

小沢峠を経て、さらに進むと樹齢100年前後のブナが整然と並んだ美しい林が広がります。鍋倉山頂からは妙高、火打山や千曲川を見渡せ、黒倉山頂からは日本海を望めます。

- 参考タイム 約6時間
- 歩行距離 8.2km
- 最高標高 1,288m
- 最低標高 830m
- 標高差 458m
- 体力レベル ☆☆☆



section 05

関田峠～牧峠～宇津ノ俣峠～幻の池～伏野峠

雪の重みで湾曲した若いブナが多く、ナベクラザゼンソウの自生地があります。天気が良いと牧峠から日本海を見渡すことも。ブナ林に囲まれた「幻の池」を経て伏野峠が近づくと、新潟側のランドマーク・菱ヶ岳が見えてきます。

- 参考タイム 約6時間
- 歩行距離 12.4km
- 最高標高 1,140m
- 最低標高 970m
- 標高差 170m
- 体力レベル ☆☆☆



section 06

伏野峠～須川峠～野々海峠～深坂峠～天水山

戦国時代に軍用道路として利用された歴史ある伏野峠をスタート。関田山脈の峠のなかでも最も歴史が古い深坂峠は新潟方面に展望が利きます。天水山が全区間のゴールです。

- 参考タイム 約7～8時間（天水山山頂からの時間は除く）
- 歩行距離 12.65km（天水山山頂からの距離は除く）
- 最高標高 1,151m
- 最低標高 1,015m
- 標高差 136m
- 体力レベル ☆☆☆



信越トレイル開き開催

トレッキングシーズンの始まりを告げる「トレイル開き」イベントが、戸狩温泉エリアを会場に、6月28日(土)、29日(日)の1泊2日で開催されます。28日は食事をしながらハイカー同士の交流を深める前夜祭を実施。29日は安全祈願の後、信越トレイル6セクションのうち、好きなセクションを1つ選んで、1日トレッキングが体験できます。スタート地点、ゴール地点からの移動は信越トレイルクラブ事務局が送迎してくれます。

MIYAMA RECYCLE CHALLENGE アンモニア系廃液処理の新提案



ミヤマ燕工場では貴金属取扱業や化成品製造業、製鉄業等から排出されるアンモニア系廃液を原料として 25%濃度のアンモニア水を製造し、NOxの還元剤等、各種用途に使用可能な薬剤として供給しています。

工場に搬入された廃液は化学処理により液中の金属成分を分離・回収した後、アンモニアを回収するための処理を行います。pH 調整等の処理を行った液からスチームストリッピング法でアンモニアを蒸留し、アンモニア水を製造しています。

廃液の組成に応じた最適な蒸留前処理を行うことで、液の濃度や性状、含有物質等にかかわらず、多様な廃液から安定したアンモニア回収を実現いたしました。

環境とお客様にとって最善のサービス提供を目指し、今後も技術開発を続けてまいります。

対象廃液

貴金属取扱業、化成品製造業、製鉄業等の脱臭装置（スクラバー）からの廃液、亜鉛めっき廃液等（NH₃濃度の低い廃液についてもご相談ください）

搬入量 15 m³ / 日

製造量※ 2000kg / 日

※NH₃濃度 25%の場合

アンモニア蒸留塔

アスベスト飛散防止対策が一部変更 改正大気汚染防止法が施行されます

アスベスト飛散防止対策の強化を目的として、改正大気汚染防止法が 6 月 1 日より施行されます。アスベストを使用している建築物の解体工事などは、作業手続きが変更になるためご注意ください。

● 改正ポイント ●

解体等工事の 届出義務者の変更

特定粉じん排出等作業を実施する届出義務者が、工事施工者から発注者または自主施工者へと変更されました。

解体等工事の事前調査 および説明の義務付け

工事受注者は、石綿使用の有無について事前に調査し、発注者に調査結果を書面で説明、その結果等を解体等工事場所へ掲示することが義務付けられました。

立入検査等の対象拡大

都道府県知事等による報告徴収の対象に、解体等工事の発注者、受注者又は自主施工者が加えられ、立入り検査の対象に解体等工事にかかる建築物等が加えられました。



2014 June-July